

**令和 7 年度生駒市地域未来人財育成事業委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

(1) 目的

本市は、少子高齢化社会にあっても持続可能なまちであり続けるために、将来地域の担い手となる若者が地域の多様な大人との接点や共通の経験を持つ機会を設けることで、地域に対する愛着と地域内の豊かな社会関係資本を醸成する生駒市地域未来人財育成事業(通称:「いこま未来 Lab」)に取り組む。

令和 3 年度から、高校生・大学生などの若年層をターゲットとしたプロジェクト型学習ワークショップ「いこま未来 Lab」を実施し、同年代や地域の多様な大人とともに互いに刺激し合い、様々な主体と協創する楽しさや意義を学ぶとともに、企画したプロジェクトに実際に取り組むことで、世代を超えた関係構築において重要な共通体験の機会を提供している。

第5期目となる本事業の取組は、複合型コミュニティ(まちなえき)を実施する団体と連携し、大学生がその団体と協働してプロジェクトを立ち上げるワークショップを実施することで、若者が現に地域で活躍する大人たちと繋がる場を設計し、地域の将来の担い手を育成するものである。

(参照)

複合型コミュニティ(まちなえき)事業 URL:<https://goodcycleikoma.jp/8852/>

令和6年度いこま未来 Lab(第4期)URL :

<https://www.city.ikoma.lg.jp/vod/0000034944.html>

(2) 業務名

令和 7 年度生駒市地域未来人財育成事業委託業務

(3) 業務内容

別紙「令和 7 年度生駒市地域未来人財育成事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和8年2月 27 日

2 業務に要する費用(予定価格)

1,952,500 円(税込)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者

- (1) 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てをしていないこと又は民

事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和7年5月2日(金)16時まで(必着)

(2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。

(電子メールアドレス)shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日 令和7年5月8日(木)

(4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部

② 業務実施体制各種調書(ア～ケ)及び企画提案書等

ア～カは原本1部・副本1部(副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること)、キ～ケは原本1部。

なお、市に今年度有効な一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を提出している者又は令和7年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者については、キ～ケを省略することができる。なお、「(カ)参考見積書」について、押印しない場合、会社の「住所」、「会社名」、「代表者名」のほか、「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先(電話番号又はメールアドレス)」を記入すること。

ア 会社概要(様式3)

令和7年4月1日時点の内容で記載すること。

イ 業務実績調書(様式4)

業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料(紙媒体、データ媒体問わず)を各1部提出すること。ただし、事業の様子がわかる URL があれば、それを記載することで提出があったものとみなす。

ウ 実施体制表(様式5)

本業務の担当者のプロフィール及び各担当者のこれまでの業務経歴を記載した名簿。

エ 再委託調書(様式6) ※再委託する場合のみ提出

他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合は、分担する業務、再委託先及び再委託することが必要な理由を実施体制図に記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

オ 企画提案書(任意様式)

別紙「令和7年度生駒市地域未来人財育成事業委託業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

カ 参考見積書(任意様式)

事業の実施に係る概算費用を内訳が分かるように項目ごとに記載すること。

【本市の令和7年度物品・委託業務者登録申請書を提出している者は、以下の書類は提出不要】

キ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【提案時点で発行から3ヶ月以内の物:写し可】

ク 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(法人:納税証明書その3の3、個人:納税証明書その3の2)【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの:写し可】

ケ 誓約書(様式7)

(2) 作成要領

別紙「令和7年度生駒市地域未来人財育成事業委託業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」参照

(3) 提出期限等

- ① 提出期限 令和7年5月15日(木)16時まで(必着)
- ② 提出場所 生駒市役所地域活力創生部地域コミュニティ推進課
- ③ 提出方法 PDF データで電子メールにより提出。到着確認のため、必ず電話にて連絡すること。
(電子メールアドレス)shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp
(TEL)0743-74-1111(内線 2061)

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を「7 審査基準及び配点」に基づき審査し、一定の基準点に達した提案者から上位5者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実

施できるものとする。

実施日：令和7年5月19日(月)(予定)

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、「7 審査基準及び配点」に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

①実施日：令和7年5月26日(月)予定

※実施時間、場所等については、別途通知する。

なお、第1次審査を省略する場合も、令和7年5月26日(月)に実施する。

②出席者 3名以内とする

③説明等

ア プレゼンテーションの時間は、準備及び片付時間も含め、1者につき20分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、15分以内で審査員のヒアリング時間を設ける。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて行うものとし、他の資料配布は認めない。

エ 提出された企画提案書は本市でスクリーンに投影するため、パソコン等の持参は不要。その他、会場、スクリーン、プロジェクター及び電源についても本市で用意する。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を企画提案書の提出のあったアドレスに電子メールで通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を電話及び電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を電子メールで通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

■ 業務実績・参考見積書

審査項目	評価基準	配点
① 会社の業務実績	同種又は類似業務の実績(過去5年間の国又は地方公共団体の発注する業務実績) ※同種業務・・・若年層向けの人材育成及び郷土愛の醸成両方を目的とした業務 ※類似業務・・・若年層向けの人材育成若しくは郷土愛の醸成どちらかを目的とした業務	10点

② 現場責任者の実務実績	ワークショップの運営に携わった実績(業務の目的は問わない)	10点
③ 参考見積金額 (見積金額が予定価格を越えた場合は失格とする)	予定価格(1,952,500円(消費税及び地方消費税10%を含む))に対する見積額の比率に応じて加点	20点
小計		40点

■ 企画提案の内容

審査項目	評価基準	配点
④ 企画提案の内容、明瞭度	参加者が地域や社会に関心を持ち、具体的なプロジェクトの提案を行える企画になっているか。	30点
	参加者が地域で活躍する団体と交流し、事業の終了後も継続的に関わられるような関係をつくる具体的な提案があるか。	30点
⑤ プロジェクト型学習ワークショップの実施	参加者が学生受入れ団体と協働してプロジェクトの企画及び実践までを行えるような内容となっているか。	30点
	事業開始から当日に至るまで、関係者との連絡調整やスケジュール管理等、事業運営を確実に遂行できる体制となっているか。	15点
⑥ 企画提案の明瞭度、意欲	企画提案書がわかりやすく説得力があり、説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。また、業務に対する十分な理解度、熱意及び意欲を有しているか。	25点
⑦ 追加提案について	仕様書に明記されている以外の、参加者と地域の多様な大人との接点を生みだせるような優れた追加提案があるか。	10点
小計		140点

8 日程

公示	令和7年4月25日(金)
質問受付締切	令和7年5月2日(金) 16時00分
質問回答	令和7年5月8日(木)
企画提案書等受付締切	令和7年5月15日(木) 16時00分
第1次審査	令和7年5月19日(月)(予定)
第2次審査	令和7年5月26日(月)(予定)
選定結果通知	令和7年5月30日(金)(予定)

9 失格事項

提出書類または提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2 業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。
なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所地域活力創生部地域コミュニティ推進課 担当:桐谷、沖本

住所 : 生駒市東新町 8-38

TEL : 0743-74-1111(内線 2061)

E-mail: shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp